
プロジェクト 保険契約

項目 有配当契約に関する会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB の保険契約プロジェクトにおける 2015 年 10 月から 2016 年 1 月の IASB 会議で審議された事項のうち、有配当契約に関する IASB 会議で審議内容及び暫定決定事項をご説明することを目的としている。IASB は、2016 年 1 月の会議において、保険契約の会計基準の見直しに関する審議を実質的に最終化しており、2 月の会議で書面投票手続の承認について審議がなされる予定である。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB における有配当契約に関するこれまでの検討状況

3. IASB は、有配当契約を「直接連動の有配当契約」と「間接連動の有配当契約」に区分して検討してきた。具体的には、IASB は、2015 年 6 月 IASB 会議以降において、直接連動の有配当契約に関して、その対象範囲とこれに対して適用する会計処理（以下「変動手数料アプローチ」という。）などに関して審議を行ったほか¹、変動手数料アプローチが適用されない有配当契約における様々な論点に関する審議を行っている。
4. 保険契約の分類と適用される会計モデルの関係について、これまでの IASB における審議を踏まえると、次表の通り整理される。網かけ部分が、第 322 回企業会計基準委員会でご説明した以降の IASB 会議(2015 年 10 月から 2016 年 1 月)での主な検討項目と暫定決定の内容である。

¹ 変動手数料アプローチでは、金融面の見積りの変更（金利変動など）も非金融面の見積りの変更（死亡率などの変更）も手数料の変動と捉え、契約上のサービス・マージン（CSM）で調整される（CSM はフルアンロックされる。）

図表 1：保険契約の分類と適用される会計モデル（概要：2016年1月末時点）

論点	無配当契約	間接連動の有配当契約	直接連動の有配当契約
対象範囲	右記以外	保険契約者へ支払うキャッシュ・フローが基礎となる項目からのリターンに連動する	右記以外 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである。具体的には次の3要件を満たすこと。 ◇ 契約上、保険契約者は、明確に特定された基礎となる項目のプールにおける定められた持分に参加していること ◇ 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを予測していること ◇ 企業が保険契約者に支払うことを予測しているキャッシュ・フローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに連動することが予測されていること
モデル	一般モデル		変動手数料アプローチ
見積りの変更	金融面の見積りの変更：純損益 又はOCIで認識する。 非金融面の見積りの変更：CSM で調整する。		金融面の見積りの変更及び非金融面の見積りの変更はともにCSMで調整する。(CSMはフルアンロック)
保険の投資費用の計算に使用する金利	市場変数の変動の影響をOCI又は純損益に表示することを会計方針の選択とする。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 純損益に表示することを選択した場合、現在の金利を使用する。 ◇ OCIに表示することを選択した場合、下記の通り。 実効利回り法	右記以外 実効利回り法	企業が当該基礎となる項目を保有している場合（経済的ミスマッチがない場合） 当期簿価利回り法
CSM償却	時の経過及び有効契約件数	時の経過（実質的に無配当契約と同じである。）	
モデルの比較	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一般モデルでは、現在の金利を使用したCSMの再測定を行わない。 ◇ 変動手数料モデルでは、金融保証は基礎となる項目に含めない。 		
その他	不利契約やCSM配分のための集約レベルを明確化する。		
		裁量権の取扱いを定める。	ミラーリング・アプローチは要求も許容もしない。

III. 2015年10月から2016年1月のIASB会議の審議事項（概要）

5. 有配当契約の会計処理について、2015年10月から2016年1月のIASB会議では、主に次の論点に関して審議が行われた。

図表2：2015年10月から2016年1月のIASB会議における主な検討事項

会議	主な検討事項	
2015年 10月	有配当契約におけるミラーリング・アプローチの要否 表示及び開示 新たな保険契約基準における経過措置(IFRS第9号「金融商品」における事業モデルの再評価に関する移行上の救済措置等)	
11月	一般モデルと変動 手数料アプローチ の比較	一般モデルにおける現在の金利を使用したCSMの再測定の適否
		一般モデルを適用する有配当契約における裁量権の取扱い
		変動手数料アプローチにおける保険契約に内包される金融保証の取扱い等
2016年 1月	一般モデルを適用する有配当契約における裁量権の取扱い 集約レベル(不利な契約、CSMの配分等)	

6. 2015年10月から2016年1月のIASB会議における主な暫定決定事項の概要は次の通りである²。

図表3：2015年10月以降のIASB会議における主な暫定決定事項の概要

<p>(2015年10月のIASB会議)</p> <p>(有配当契約におけるミラーリング・アプローチの要否)</p> <p>(1) (対象範囲が広いと考えられる変動手数料アプローチの採用の暫定決定に伴い) 改訂EDで提案したミラーリング・アプローチを強制も許容もしない。</p> <p>(2015年11月のIASB会議)</p> <p>(一般モデルにおける現在の金利を使用したCSMの再測定の適否)</p> <p>(2) 一般モデルでは、現在の金利を使用したCSMの再測定を行わない。</p> <p>(変動手数料アプローチにおける保険契約に内包される金融保証の取扱い)</p> <p>(3) 変動手数料アプローチでは、金融保証は基礎となる項目に含めず、金融保証の</p>

² 改訂EDからの主な変更点(2015年10月までに暫定決定されたものも含めたもの)については別紙を参照。

変動は包括利益計算書ではなく CSM で調整する。

(2016 年 1 月の IASB 会議)

(一般モデルを適用する有配当契約における裁量権の取扱い)

- (4) 一般モデルを適用する有配当契約において、裁量権の効果を特定して測定する方法（キャッシュ・フロー変動のうち、市場変数の変動による効果と裁量権の行使による効果を区分して測定）は、企業が定める。

(集約レベル)

- (5) 不利契約の損失は、(個々の保険契約を集約した)契約グループでの CSM が負となった場合にのみ認識する。この場合、契約グループとは、当初認識時点において次の性質を有する契約から構成されるものとする。

- ① リスクの主たるドライバーに対して、金額及び時期について類似の態様で反応するであろうと企業が予想する CF を有している、かつ
- ② (当初認識時点における) 期待収益性 (保険料に対する CSM の比率) が類似していた。

- (6) CSM の配分に関しては次の通りとする。

- ① CSM の配分の目的は、個々の保険契約に対して、当該契約が提供するサービスを最も適切に反映する方法でカバー期間にわたって CSM を純損益に認識することである。このため、報告期間末以降において保険契約が提供するサービスが存在しないときは、当該契約に係る CSM はすべて純損益に認識されていなくてはならない。
- ② 上記①の目的を達成できる限りで、企業は保険契約をグルーピングして CSM を配分できる。
- ③ 次の条件を満たすときは、グルーピングを行った企業は上記①の目的を達成しているとみなす。
 - (i). グループに属する保険契約が次の条件を満たす。
 - リスクの主たるドライバーに対して、金額及び時期について類似の態様で反応するであろうと企業が予想する CF を有している。かつ、
 - 当初認識時点における期待収益性 (保険料に対する CSM の比率) が類似していた。
 - (ii). 企業は、報告期間末以降に残存する保険契約における予想される残存

期間及び規模を反映するように、当該グループのCSMの配分を調整する。

IV. 保険契約専門委員会における審議

7. 保険契約専門委員会では、次のとおり、IASBの審議を適時にフローして検討を行っており、2015年12月のASAF会議に対応するとともに、適宜、IASB関係者に意見発信を行ってきた。

図表4：保険契約専門委員会における審議

会合	開催日	テーマ
第22回	2015年11月18日	有配当契約におけるミラーリング・アプローチの要否表示及び開示
		一般モデルにおける現在の金利を使用したCSMの再測定の適否
		変動手数料アプローチにおける保険契約に内包される金融保証の取扱いやその他の論点
		間接連動の有配当契約における裁量権の取扱い
		新たな保険契約基準における経過措置
		IFRS第9号「金融商品」と新たな保険契約基準との相互関係
第23回	2015年12月18日	IFRS第4号「保険契約」の修正に関する公開草案に対するASBJとしての対応の方向性
第24回	2016年1月20日	間接連動の有配当契約における裁量権の取扱い
		集約レベル(不利な契約、CSMの配分等)
		IFRS第4号「保険契約」の修正に関する公開草案に対するコメント・レター(案)の検討

8. 保険契約専門委員会については、今後、IASBによる審議を踏まえ、必要と考えられた場合に開催することを予定している。

ディスカッション・ポイント

IASB会議における最近の暫定決定事項やASBJによる対応に関して、ご質問やご意見があれば頂きたい。

別紙

改訂 ED からの主な変更点

1. 無配当契約の会計処理

(1) 契約上のサービス・マージン (CSM) のアンロック

- 将来のサービスに関するリスク調整の変動は、CSM で調整する (改訂 ED では、当該変動を純損益に認識することを要求)。

(2) CSM の純損益への認識

- 改訂 ED で示した原則 (カバー期間にわたって、保険契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で純損益へ認識する) を確認するとともに、CSM が表すサービスは以下のようなサービスであることを明確化する。
 - 時の経過を基礎として提供され、かつ
 - 有効な契約の予想件数を反映する。

(3) 金利費用の算定

- 企業は、割引率変動の影響を純損益又は OCI に表示するかを会計方針として選択する (改訂 ED では、OCI に表示することを要求)。

(4) 経過措置

- 遡及適用が実務上不可能な場合の簡便法として、移行日時点の CSM を保険契約の公正価値と履行キャッシュ・フローの差額として測定することを許容する。
- ただし、割引率変動の影響を OCI に表示する会計方針を選択する場合は、当初認識時点の割引率を算定した上で、純損益に表示する金利費用及び資本における OCI 累計額を算定する。

2. 有配当契約の会計処理

(1) 適用する会計処理

- 有配当契約を「直接連動の有配当契約 (企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである保険契約)」と「間接連動の有配当契約 (直接連動の有配当契約以外の契約)」に区分する。
- 直接連動の有配当契約は、保険会社の上記義務を表すために、資産と負債を一体として会計処理する変動手数料アプローチを適用する。変動手数料アプローチでは、割引率変動の影響と死亡率等の変動の影響の双方が、いずれも CSM で調整される。

- なお、改訂 ED で提案されていたミラーリング・アプローチは廃止された。
- (2) 金利費用の算定
- 企業は、市場変数の変動によって生じるキャッシュ・フローの変動を純損益又は OCI に表示するかを会計方針として選択する。
 - OCI に表示する会計方針を選択する場合に、金利費用の算定に用いる割引率は、以下のように算定する。
 - 経済的なミスマッチが存在しない場合（変動手数料アプローチを適用する契約で、企業が基礎となる項目を保有する場合は、当期簿価利回り法を適用する。
 - 上記以外の場合は、実効利回り法を適用する（技法の詳細は基準上で規定しない）。
- (3) 経過措置
- OCI に表示する会計方針を選択する場合に、移行日時点で遡及適用が実務上不可能であれば、以下のような簡便法を許容する。
 - 実効利回り法を適用する契約については、移行日時点の OCI 累計額をゼロとする。
 - 当期簿価利回り法を適用する契約については、企業が保有する資産側から生じる OCI と同額かつ反対方向の金額を表示する。

以 上